

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費 (03010104) 87,307,175 円 (2,029,671 円) 決算書 P132

〈一財 : 87,307,175 円〉

(目的)

福祉向上の普及啓発活動や住民への支援により福祉の増進を図る。

(内容)

各種団体への負担金及び補助金を助成し福祉の増進強化を図る。

令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) の補助金返還金 85,943,114 円

(効果)

保護司会や人権擁護委員など各種団体等の支援により、社会福祉の向上に寄与した。

○民生委員活動に要する経費 (03010105) 4,303,649 円 (4,105,229 円) 決算書 P132

〈一財 : 4,303,649 円〉

(目的)

民生委員が社会奉仕の精神をもって相談指導にあたり、関係機関との協力及び連携を図る。

(内容)

民生委員・児童委員 89 人

坂東市民生委員協議会に対する助成 489,500 円

(効果)

社会福祉の増進に寄与した。

○障害者福祉に要する経費 (03010106) 30,665,081 円 (23,665,307 円) 決算書 P134

[総務部 総務課 所管 514,800 円含む]

〈国・県 : 16,073,607 円 一財 : 14,591,474 円〉

* 特定財源積算根拠

・国負 : 特別障害者手当等給付費負担金	8,075,865 円
・国補 : 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	7,305,000 円
・国委 : 特別児童扶養手当事務取扱交付金	187,663 円
・国委 : 特別児童扶養手当事務取扱交付金過年度精算金	79 円
・県補 : 在宅障害児福祉手当補助金	468,000 円
・県補 : 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金	37,000 円

(目的)

障がい者福祉の向上を図るため、特別障害者手当の支給、住宅リフォームの補助、福祉タクシー券の交付等を行う。

(内容)

1. 障害者手帳交付用診断書代補助事業

身体・精神に障がいをする者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代を助成することにより福祉の向上を図る。

申請者 435 人 881,420 円

2. 障害者授産施設通所事業

1. 事業所 6 人利用 144,000 円

3. 特別障害者手当等支給事業

日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がい者に対し、手当を支給することにより障がい者の福祉の向上を図る。

特別障害者手当	22人	月額	27,980円
経過的福祉手当	1人	月額	15,220円
障害児福祉手当	17人	月額	15,220円
計			10,767,820円

4. ミニファックス使用事業

聴覚に障がいがあるため、日常の交信をファクシミリで行っている世帯に対し、使用料の一部を補助することにより社会参加の促進を図る。

1人 55,176円

5. 障害者公共交通利用料金助成事業

障害者に対し、医療機関等への通院等に要する料金の一部を助成する。

80人 718,700円

6. 難病患者福祉手当支給事業

難病患者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。

申請者 286人 2,860,000円

7. 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器等の購入等に要する経費を助成する。

1人 74,000円

8. 在宅障害児福祉手当

86人 3,008,000円

9. 障害福祉サービス事業者物価高騰対応支援事業

食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている事業者等に支援を行う。

16事業所 7,305,600円

(効果)

障がい者及び障がい児の福祉の向上及び介護家族の負担軽減が図られた。

○障害者自立支援事務に要する経費（03010107） 4,136,718円（4,044,703円） 決算書 P136

[総務部 総務課 所管 858,000円含む]

〈国・県：181,827円 一財：3,954,891円〉

＊特定財源積算根拠

・県委：県事務処理特例交付金 181,827円

(目的)

障がい者福祉サービスを適正に提供するための基準となる障がいの程度区分を判定する審査会の円滑な運営を推進する。

(内容)

1. 障害支援区分認定等事務費

障がい者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費等を助成し、福祉の増進強化を図る。

- ・障害者審査会委員報酬 800,000円
- ・医師意見書作成手数料 416,490円
- ・国保連共同処理支払事務手数料等 1,316,198円

2. 支援費システム使用料 858,000円

(効果)

福祉サービスの利用促進と福祉の増進が図られた。

○障害者自立支援介護給付に要する経費（03010108） 683,837,189 円（664,895,113 円）

決算書 P136

〈国・県：517,309,916 円 一財：166,527,273 円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金	331,136,451円
・国負：障害者自立支援給付費等負担金過年度精算金	14,263,057円
・国負：障害者自立支援等医療費負担金	1,755,000円
・県負：障害者自立支援給付費等負担金	169,232,930円
・県負：障害者自立支援等医療費負担金	922,478円

（目的）

障がい者が日常生活を営む上で介護が必要な場合に、介護サービスを利用することにより障がい者の自立を図ることを目的とする。

（内容）

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 168 人 444,334,150 円

2. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

入所者 98 人 164,897,825 円

3. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

利用者 4 人 17,501,114 円

4. 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 28 人 30,712,501 円

5. 行動援護

知的障がいや精神障がいの外出時等において必要な移動の支援を行う。

利用者 1 人 744,495 円

6. 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 9 人 11,441,781 円

7. 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 76 人 14,125,857 円

8. 高額障害福祉サービス

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に超過額を支給する。

2 人 計 79,466 円

（効果）

障がい者が必要とするサービスを提供することにより、障がい者の自立が図られた。

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費（03010109） 426,985,098 円（358,001,404 円）

決算書 P138

〈国・県：320,238,823 円 一財：106,746,275 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 213,492,549 円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 106,746,274 円

（目的）

障がい者又はその保護者、介護者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

（内容）

1. 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

入所者 84 人 176,481,379 円

2. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 6 人 10,900,241 円

3. 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 10 人 13,352,346 円

4. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A 型：雇atype B 型：非雇atype）を行う。

利用者 A 型 32 人 B 型 92 人 226,199,205 円

5. 就労定着支援

一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指す。

利用者 1 人 51,927 円

（効果）

訓練により自立が図られる。

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 54,238,799 円（58,003,072 円）

決算書 P138

〈国・県：42,656,865 円 一財：11,581,934 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援等医療費負担金 29,487,500 円
- ・県負：障害者自立支援等医療費負担金 13,169,365 円

（目的）

障がい者（児）が更生するための医療給付を行う。

（内容）

1. 障害者更生医療給付事業 52,670,405 円

人工透析 14 人 そしゃく機能障害 1 人 腎移植 1 人

腎臓機能障害 6 人 免疫機能障害 3 人

2. 育成医療給付事業 7,056 円

そしゃく機能障害 1 人

（効果）

更生医療、育成医療給付により、障がい者（児）がスムーズに生活できるようになる。

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 9,827,642 円（8,909,172 円）

決算書 P138

〈国・県：6,916,410 円 一財：2,911,232 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 4,459,500 円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 2,456,910 円

（目的）

身体の不調や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障がい者の自立促進を図る。

（内容）

給付金額 9,827,642 円

・障がい者補装具

車椅子 10件 下肢装具 8件 義足 4件 電動車椅子 1件 靴型装具 2件
補聴器 15件 視覚障害者安全杖 1件 座位保持装置 5件 歩行補助つえ 3件

・障がい児補装具

下肢装具 2件 車椅子 5件 座位保持装置 4件 座位保持椅子 2件
起立保持具 1件 歩行器 4件

（効果）

失われた機能を補うことにより障がい者が自立・更生できる。

○地域生活支援事業に要する経費（03010112） 61,731,572 円（59,647,053 円） 決算書 P138

〈国・県：16,287,000 円 一財：45,444,572 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 10,858,000 円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 5,429,000 円

（目的）

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

（内容）

1. 相談支援事業

地域活動支援センター煌（きらめき）

利用者 37 人 432 件 2,989,252 円

2. 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

煌（きらめき）利用者 26人 5,435,002円

精神障害者共同作業所（1日あたり）13人 8,209,000円

障害者ワークス 15人 22,947,394円

身障デイサービス（猿島）1人 546,000円

3. 障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障がい者（児）の福祉増進に資することを目的とする。

給付金額 10,121,792 円

障害者（児）日常生活用具

ストマ用装具 790件 オムツ 191件 頭部保護帽 3件 人工喉頭 25件

特殊寝台 1件 電気式たん吸引器 3件 盲人体温計 1件

聴覚障害者用屋内信号装置 1件 入浴補助用具 1件
移動・移乗支援用具 1件 居宅生活動作補助用具 1件
聴覚障害者用情報受信装置 1件 聴覚障害者用通信装置 1件
透析液加温器 1件 ポータブルレコーダー 1件 情報・通信支援用具 1件
火災警報器 1件

4. 障害者訪問入浴サービス事業費

申請者 3人 2,782,440円

5. 障害者成年後見制度利用支援事業費

申請者 2人 419,200円

6. 意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業

茨城県聴覚障害者福祉センターやすらぎ

派遣回数 29回 274,770円

7. 移動支援事業

利用者 12人 1,839,436円

8. 日中一時支援事業

しずかの創造苑外18施設

利用者 42人 1,498件 3,103,281円

（効果）

障がい者（児）の自立した日常生活や社会生活を営むことが可能になり、福祉の増進が図られる。

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 237,175,215円（238,374,758円） 決算書P140

〈国・県：181,396,494円 一財：55,778,721円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害児入所給付費等負担金	120,975,500円
・国負：障害児入所給付費等負担金過年度精算金	1,126,933円
・県負：障害児入所給付費等負担金	59,294,061円

（目的）

放課後等デイサービス等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する。

（内容）

1. 障害児相談支援

障がい児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 51人 10,807,503円

2. 児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 76人 33,612,276円

3. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 177人 192,755,436円

（効果）

生活能力の向上、社会との交流等が図られた。

○こども発達センター運営に要する経費（03010114） 5,771,423 円（5,478,514 円）

決算書 P142

〈その他：5,771,423 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 48,709 円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 5,722,714 円

（目的）

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や幼保園と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

（内容）

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、親子通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育を促すための家庭での子どもとのかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 81 人 ・延べ利用者数 1,365 人

契約者内訳：令和 6 年 3 月末時点（年齢は年度年齢・卒園児含む）

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	計
契約数	0 人	0 人	4 人	11 人	15 人	18 人	33 人	81 人

- ・未契約者相談件数 52 件

- ・発達指導員報酬

発達に心配のある乳幼児に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 2 人 3,588,366 円

- ・リハビリテーション専門士報償金 1,155,000 円

公認心理師：乳幼児の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

延べ利用者 92 人 12 回 240,000 円

言語聴覚士：発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。

延べ利用者 59 人 18 回 240,000 円

歯科衛生士：食べる力を伸ばすとともに、咀嚼、嚥下、介助の仕方などの支援を行う。

延べ利用者 16 人 4 回 80,000 円

作業療法士：身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。

延べ利用者 26 人 6 回 120,000 円

ポーター：保護者と乳幼児のかかわりを通して、家庭での物事の理解や社会性を支援する。

指導員 延べ利用者 86 人 12 回 240,000 円

巡回相談事業（公認心理師）

市内幼保園に赴き、教諭、保育士からの相談を受け、乳幼児への発達段階でのかかわり方の指導助言を行う。

市内 12 施設 15 回 対象者 155 人 225,000 円

保育者向け勉強会（公認心理師）

市内幼保園保育者向けに発達障がい児とのかかわり方や対応の仕方などについて勉強会を開催する。

市内 7 施設参加 10,000 円

（効果）

生活能力の向上、園や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○放課後等デイサービス事業に要する経費(03010115) 2,835,615 円 (3,104,459 円)

決算書 P142

〈その他：1,284,351 円 一財：1,551,264 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 49,113 円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 1,235,238 円

(目的)

学童期(6 歳～18 歳)の発達に心配のある児童生徒及びその保護者に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や学校と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

(内容)

学童期(6 歳～18 歳)の発達に心配のある児童生徒に対し、親子通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、就労に向けての適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育、社会性を促すための家庭での子どもとのかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 74 人 ・延べ利用者数 347 人

契約者内訳：令和 6 年 3 月末時点(年齢は年度年齢・卒所児含む)

年 齢	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	
契約数	7 人	10 人	13 人	3 人	5 人	6 人	
年 齢	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	計
契約数	7 人	7 人	3 人	6 人	5 人	2 人	74 人

- ・未契約者相談件数 37 件
- ・学校連携

市内学校に赴き、または学校から教諭がこども発達センター「にじ」に来庁し、児童生徒とのかかわり方について相談助言を行う。 市内学校 1 校 延べ相談回数 1 回

- ・リハビリテーション専門士報酬金 120,000 円

公認心理師：児童生徒の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

延べ利用者 3 人 3 回 30,000 円

言語聴覚士：発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。

延べ利用者 11 人 6 回 60,000 円

作業療法士：身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。

延べ利用者 6 人 3 回 30,000 円

- ・発達指導員報酬

発達に心配のある児童生徒に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 1 人 778,209 円

- ・委託料 367,378 円
- ・使用料及び賃借料 471,450 円

(効果)

生活能力の向上、学校や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○社会福祉団体補助に要する経費(03010116) 59,247,121 円 (70,779,665 円) 決算書 P144

〈一財：59,247,121 円〉

(目的)

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

(内容)

市身体障害者福祉協議会補助金	394,000 円
市視覚障害者福祉協会補助金	75,000 円
市保護司会補助金	43,000 円
市中心身障害児父母の会補助金	76,000 円
市戦没者遺族会補助金	1,282,023 円
市社会福祉協議会補助金	57,338,098 円
市更生保護女性会補助金	39,000 円

(効果)

誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の増進が期待できる。

○生活困窮者自立支援事業に要する経費 (03010117) 7,743,830 円 (4,493,415 円)

決算書 P144

〈国・県：3,435,976 円 一財：4,307,854 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 2,299,976 円
- ・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,136,000 円

(目的)

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

(内容)

1. 生活困窮者自立相談支援事業

主任相談支援員が中心となり、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、困窮に至った問題の課題解決に向け、計画策定や相談を包括的・継続的に支援することで、経済的困窮状態からの脱却や自立の促進を図ることを目的とする。

- ・主任相談支援員報酬等 2,673,634 円
- 相談者 60 人 (うち就労者 19 人)

2. 広域実施就労準備支援事業

一般就労に直ちに就くことが困難な生活困窮者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験などを行い、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、生活困窮状態から脱却を図ることを目的とする。

- ・広域実施就労準備支援事業費負担金 749,000 円

3. 広域実施家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の状況を明らかにし、家計改善に向けた意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生させることを目的とする。

- ・広域実施家計改善支援事業費負担金 741,000 円

4. 住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動を行うことなどの条件を満たした方に対して、一定期間、家賃相当額を支給する。

- 利用者 1 世帯 (延べ 2 月分) 64,000 円

(効果)

生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立に向け、支援に努めることができた。

○住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金事業に要する経費（03010118）

416,601,201 円（新規事業） 決算書 P146

[総務部 総務課 所管 564,896 円含む]

〈国・県：416,601,201 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 130,440,587 円
- ・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 286,160,614 円

（目的）

電力・ガス等のエネルギー・食料品等の物価高騰による経済的負担を軽減するため、住民税均等割非課税世帯に対し、重点支援給付金を支給する。

（内容）

- ・消耗品費 119,628 円
- ・印刷製本費 171,930 円
- ・通信運搬費 1,708,969 円
- ・手数料 795,300 円
- ・給付金支給事務処理システム電算委託料 3,027,200 円
- ・事務従事者派遣委託料 3,806,378 円
- ・電算機器等使用料 1,406,900 円
- ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金 405,000,000 円

（効果）

電力・ガス等のエネルギー・食料品等の物価高騰による経済的負担を軽減するため、住民税均等割非課税世帯の負担軽減を図ることができた。

○低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に要する経費（03010120）

1,382,700 円（新規事業） 決算書 P148

〈国・県：1,382,700 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,382,700 円

（目的）

この事業は、令和5年11月2日の閣議において、エネルギー・食料品価格の物価高騰により影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯や低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）のうち世帯人数が多い子育て世帯に対し、低所得者支援及び定額減税補足給付金を支給する。

（内容）

- ・給付金支給事務処理システム電算委託料 1,382,700 円

（効果）

エネルギー・食料品価格の物価高騰により影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯や低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）のうち世帯人数が多い子育て世帯の負担軽減を図るため、令和6年度当初から速やかに支給を進める体制を構築することができた。

○生活保護事務に要する経費（03030101） 13,827,368 円（5,963,977 円） 決算書 P184

〈国・県：6,888,000 円 その他：275,000 円 一財：6,664,368 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 297,000 円
- ・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,818,000 円

・国補：社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	4,773,000 円
・諸収入：デジタル基盤改革支援補助金	275,000 円

(目的)

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

(内容)

・生活保護嘱託医報酬	240,000 円
・消耗品費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費	172,601 円
・診療報酬及び介護報酬事務手数料	482,192 円
・診療報酬明細書点検委託料	745,755 円
・精神科医療要否意見書等審査委託料	168,000 円
・レセプト管理システム改修委託料	577,500 円
・生活保護システム改修委託料	5,750,800 円
・住民基本台帳連携用データ抽出委託料	220,000 円
・レセプト管理システム使用料	1,112,980 円
・生活保護システム使用料	3,352,800 円
・電算機器購入費	1,004,740 円

(効果)

生活保護嘱託医の意見聴取により、長期医療扶助患者等に対する適切な指導に努める事ができた。また、レセプト管理システムの導入により業務効率が向上し、レセプト点検実施により診療報酬の適正な支出ができた。

○生活保護扶助費に要する経費（03030201） 833,479,831 円（851,816,567 円） 決算書 P186

〈国・県：633,426,224 円 その他：3,581,040 円 一財：196,472,567 円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：生活保護費負担金	629,646,000円
・県負：生活保護費負担金（法73条関係）	3,780,224円
・諸収入：生活保護法第63条による返還金	3,382,314円
・諸収入：生活保護法第78条による返還金	198,726円

(目的)

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を期待する。

(内容)

・現状（令和6年3月31日現在）	
保護世帯数	367 世帯
保護人数	452 人
・扶助別内訳	
生活扶助費	237,521,877円
住宅扶助費	101,338,223円
教育扶助費	985,115円
介護扶助費	36,372,436円
生業扶助費	438,857円
葬祭扶助費	2,350,298円
医療扶助費	425,313,210円
施設事務費	2,418,960円
委託事務費	221,690円

就労自立給付金 175,234円

(効果)

被保護者の早期自立に向け、日常生活・社会生活や就労支援に努めることができた。

○災害救助に要する経費 (03040101) 70,000 円 (20,000 円) 決算書 P186

〈一財：70,000 円〉

(目的)

・市在住者の住宅が火災等の災害にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。

(内容)

・災害等見舞金 7 件×10,000 円 70,000 円

(効果)

被災者を慰め、自立を援助する。

[保健福祉部 こども課 所管]

○児童福祉事務に要する経費 (03020101) 35,740,080 円 (76,055,652 円) 決算書 P158

[総務部 総務課 所管 2,098,800 円含む]

〈国・県：1,836,266 円 その他：70,560 円 一財：33,833,254 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国補：ひとり親家庭高等技能訓練促進費交付金 634,000 円
- ・国補：児童虐待防止対策支援事業費補助金 867,000 円
- ・県委：県事務処理特例交付金 335,266 円
- ・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金
- R4 途中入所児分 210 円×19 人＝3,990 円
- R5 在籍児分 210 円×317 人＝66,570 円

(目的)

児童福祉法の理念に基づき、児童が心身共に健やかに生まれ育成されるよう、児童の健全育成を図る。

(内容)

・母子家庭等児童学資金

父子家庭、母子家庭または、両親のいない家庭の義務教育就学児を養育している保護者に対し、月額 2,500 円の学資金を支給する。

支給額 2,500 円×延べ 4,869 人＝12,172,500 円

R6. 3. 31 現在受給者数 322 人

・ひとり親家庭高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で 1 年以上修学する場合に給付金を支給する。支給期間は、修業期間全期間とし上限 4 年。さらに、養成機関で 1 年以上のカリキュラムを修了し、資格の取得が見込まれる者に入学支援修了一時金を支給する。

支給額 課税世帯 70,500 円×1 人×12 月＝846,000 円

計 846,000 円

・家庭相談員が家庭児童福祉に関する相談指導業務を行い、虐待防止等に努めるなど家庭における児童福祉の向上を図る。

(効果)

広報紙及びホームページで母子家庭等児童学資金及び交通遺児学資金制度について周知し、

ひとり親世帯の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

家庭相談員の設置により、要保護児童の早期対応による適切な保護と関係機関との適切な連携を図ることができた。

○子育て支援に要する経費（03020102） 81,235,121 円（43,233,879 円） 決算書 P160

[総務部 総務課 所管 264,000 円含む]

〈国・県：61,133,000 円 一財：20,102,121 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：利用者支援事業費補助金 1,601,000 円
- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 59,132,000 円
- ・県補：利用者支援事業費補助金 400,000 円

（目的）

育児援助事業や、奨励金の支給及び子育ての相談窓口を設けることにより、子育て世代が余裕をもって子育てができるように支援する。

（内容）

- ・多子世帯給食費軽減事業費補助金 5,164,500 円
市内在住で、年少から中学校 3 年生までの子どもが 3 人以上いる世帯に対し、3 人目以降の 3 歳児から 5 歳児の給食費を補助する。（支給児童 143 人）
- ・さわやか子育て出産奨励金 12,600,000 円
住民基本台帳に 1 年以上登録され、2 児を養育しかつ 3 子以上を出産後、その児童を 1 年以上養育、監護しているものに支給する。（1 人につき 500,000 円）
支給額 第 3 子以上 第 1 次支給 200,000 円× 7 人＝1,400,000 円
第 2 次支給 100,000 円×40 人＝4,000,000 円
第 3 次支給 200,000 円×36 人＝7,200,000 円
出産後 1 年経過後に 20 万円、3 年経過後に 10 万円、5 年経過後に 20 万円を支給。
支給申請者数 第 3 子 63 人
第 4 子以上 20 人
- ・新生児応援給付金 10,700,000 円
新生児の家庭を応援するため、新生児 1 人につき 50,000 円を支給する。
支給額 50,000 円×214 人＝10,700,000 円
- ・子育て応援商品券事業 49,482,587 円
エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、対象となる児童がいる世帯に、対象児童 1 人につき 2 万円分の市内で利用できる商品券を配布した。
＜対象児童（基準日 令和 5 年 11 月 1 日）＞
 - ①未就学児 1,908 人
 - ②市外の小中学校等に通学している児童 276 人
 - ③事情により学校給食を食べていない児童 12 人（※③の児童は、給食を食べていない期間に応じて額面調整）
- ・子育て支援員を窓口配置し、子ども及び子どもの保護者等に、教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等の支援業務を行う。

（効果）

多子世帯給食費軽減事業費補助金や新生児応援給付金等の支給事業により、子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成が図られた。

○民間保育所運営助成に要する経費（03020201） 1,191,536,775 円（1,125,942,926 円）

決算書 P162

〈国・県：801,635,440 円 その他：12,222,850 円 一財：377,678,485 円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	412,738,331 円
・国負：地域型保育給付費負担金	53,710,555 円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	454,500 円
・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	18,510,000 円
・国補：一時預かり事業費補助金	3,768,000 円
・国補：延長保育事業費補助金	2,112,000 円
・国補：病児保育事業費補助金	2,918,000 円
・国補：保育対策総合支援事業費補助金	1,529,000 円
・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	6,532,000 円
・県負：施設型給付費負担金	195,846,549 円
・県負：地域型保育給付費負担金	19,376,956 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	227,250 円
・県補：施設型給付費補助金	20,227,809 円
・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金	10,594,490 円
・県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金	3,880,000 円
・県補：延長保育事業費補助金	1,987,000 円
・県補：病児保育事業費補助金	2,918,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	18,510,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	3,768,000 円
・県補：保育対策総合支援事業費補助金	22,027,000 円
・負担金：若草明德保育園委託保護者負担金	11,776,950 円
・負担金：管外民間保育所委託保護者負担金	340,400 円
・負担金：保育所委託保護者負担金過年度分	105,500 円

（目的）

共働き家庭が増加し、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民との交流により、児童の健全育成を図ることができる。

（内容）

- 保育所等運営委託 延べ入所人数 10,748 人（公立除く）
 - 委託料（保育園） 134,390,130 円
 - 扶助費（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業） 898,371,630 円

運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び保育所等の円滑な運営を図る。
- 地域子育て支援センター事業委託料 55,530,000 円
 - ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
 - ・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園サンキッズ ・認定こども園すずのき
 - ・若草明德保育園

育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を民間保育園等に委託する。
- 病後児保育事業委託料 4,500,000 円
 - ・医療法人清風会 病後児保育施設「七星」

病気やけがの回復期にあるため、保育所等での集団生活が困難な児童の保育を委託する。

4. 体調不良児保育事業委託料 4,496,000 円

・若草明德保育園

保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間緊急的な対応が必要な児童の保育を委託する。

5. 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 7,760,000 円

・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園サンキッズ ・認定こども園すずのき
・若草明德保育園 ・夢遊児園 ・七星
・家庭的保育園バンビ ・小山保育園ひよこ教室 ・認定こども園はなぶさ
・認定こども園きぬ学園 ・そらまい守谷保育園 ・みなみさくら保育園
・つくばスワン保育園

1 歳児担当保育士を雇用する民間保育所等に助成を行い、乳児等に対する保育の質の向上を図る。

6. 民間保育所等障害児保育事業補助金 6,241,000 円

・認定こども園小山保育園 ・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園サンキッズ
・認定こども園すずのき

障害をもつ児童を保育する民間保育所等に、重度障害児 1 人当たり月額 74,000 円、軽度障害児 1 人当たり 35,000 円で事業を委託する。

7. 延長保育事業費補助金 5,962,800 円

・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園すずのき ・若草明德保育園

8. 一時預かり事業費補助金 11,304,000 円

・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園すずのき
・若草明德保育園

保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するため、一時的保育を行う保育所・認定こども園に対し、年間延べ利用児童数により、補助を行う。

9. 保育体制強化事業補助金 4,780,000 円

・認定こども園小山保育園 ・認定こども園すずのき ・若草明德保育園
・家庭的保育園バンビ

保育士の業務負担の軽減を図ることを目的として、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置を支援する。

10. 保育補助者雇上強化事業費補助金 19,511,000 円

・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園小山保育園 ・認定こども園さしま保育園
・認定こども園サンキッズ ・認定こども園すずのき ・若草明德保育園

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用の補助を行う。

11. 保育環境改善等事業補助金 2,058,000 円

・認定こども園あかつき保育園 ・七星

保育環境の向上等を図るため、老朽化した設備の購入や改修等に係る費用の補助を行う。

12. 保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金 1,529,000 円

・認定こども園小山保育園 ・認定こども園さしま保育園 ・認定こども園サンキッズ
・認定こども園すずのき ・若草明德保育園

送迎用バスへの園児置き去り防止のためのブザー設置等に必要な経費の補助を行う。

13. 多子世帯保育料軽減事業費補助金 21,191,600 円
 ・100 人
 子どもを 2 人以上持つ世帯の 3 歳未満の児童が保育所等に入所した場合、保育料の補助を行う。
14. 民間保育所等物価高騰対応支援事業補助金 6,532,400 円
 食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている民間保育事業者等に支援を行う。
15. 預かり保育施設等利用給付費 469,550 円
 預かり保育料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
16. 認可外保育事業所施設等利用給付費 450,000 円
 認可外保育の利用料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。

◎R6. 3.1 現在 保育所等入所人数 1,253 人（公立 333 人 民間 920 人）

（効果）

各民間保育園等が実施する事業に対し、委託・補助を行うことにより、多様化する保育需要に応じたサービスを提供することができ、子育てしやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立支援を図ることができた。

○児童手当支給に要する経費（03020202） 701,615,334 円（730,139,600 円） 決算書 P166

〈国・県：588,495,330 円 一財：113,120,004 円〉

*** 特定財源積算根拠**

児童手当

・国負：0 歳～3 歳未満（被用者）	93,695,270 円×37/45	≒ 77,038,333 円
・国負：0 歳～3 歳未満（非被用者）	28,260,000 円×4/6	= 18,840,000 円
・国負：3 歳以上～小学校修了前（被用者）		
第 1 子・第 2 子	250,790,000 円×4/6	≒ 167,193,333 円
第 3 子	71,190,000 円×4/6	= 47,460,000 円
・国負：3 歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第 1 子・第 2 子	71,250,000 円×4/6	= 47,500,000 円
第 3 子	29,235,000 円×4/6	= 19,490,000 円
・国負：中学生（被用者）	107,810,000 円×4/6	≒ 71,873,333 円
・国負：中学生（非被用者）	39,970,000 円×4/6	≒ 26,646,666 円
・国負：特例給付	4,845,000 円×4/6	= 3,230,000 円
・県負：0 歳～3 歳未満（被用者）	97,485,000 円×4/45	≒ 8,665,333 円
・県負：0 歳～3 歳未満（非被用者）	28,260,000 円×1/6	= 4,710,000 円
・県負：3 歳以上～小学校修了前（被用者）		
第 1 子・第 2 子	250,790,000 円×1/6	≒ 41,798,333 円
第 3 子	71,190,000 円×1/6	= 11,865,000 円
・県負：3 歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第 1 子・第 2 子	71,250,000 円×1/6	= 11,875,000 円
第 3 子	29,235,000 円×1/6	= 4,872,500 円
・県負：中学生（被用者）	107,810,000 円×1/6	≒ 17,968,333 円
・県負：中学生（非被用者）	39,970,000 円×1/6	= 6,661,666 円
・県負：特例給付	4,845,000 円×1/6	= 807,500 円

（目的）

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に支給する。

(内容)

1. 支給対象

0 歳から中学校修了前まで

2. 支給額

3 歳未満	月額	15,000 円
3 歳以上小学校修了前	月額	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)
中学生	月額	10,000 円
特例給付	一律	5,000 円

3. 支給時期

・ 6 月、10 月、2 月に前月分までを支給

4. 支給状況

(単位：人、円)

被用者・非被用者別	支給延べ児童数	支給額
被用者	6,499	97,485,000
非被用者	1,884	28,260,000
被用者小学校修了前 第 1 子・第 2 子	25,079	250,790,000
被用者小学校修了前 第 3 子	4,746	71,190,000
非被用者小学校修了前 第 1 子・第 2 子	7,125	71,250,000
非被用者小学校修了前 第 3 子	1,949	29,235,000
被用者中学校修了前	10,781	107,810,000
非被用者中学校修了前	3,997	39,970,000
特例給付	969	4,845,000
計	63,029	700,835,000

R6. 3. 31 現在 受給者数 3,123 人

(効果)

手当を支給することにより、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

○児童扶養手当支給に要する経費 (03020203) 182,203,940 円 (186,590,695 円) 決算書 P166

〈国・県：60,133,783 円 一財：122,070,157 円〉

＊特定財源積算根拠

・ 国負：児童扶養手当負担金 60,133,783 円

(目的)

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成の向上を図る。

(内容)

1. 児童扶養手当

・ 支給対象

父又は母と生計を共にしない 18 歳未満の児童の父母、又は養育している人で、所得制限限度内の人

全部支給

・ 対象児童 1 人	月額	44,140 円
・ 対象児童 2 人	月額	54,560 円
・ 対象児童 3 人	月額	60,810 円
・ 4 人目以降は、月額 6,250 円ずつ加算		

一部支給

- ・ 1 人目は所得に応じて 月額 44,130 円から 10,410 円
- ・ 2 人目は所得に応じて加算額が月額 10,410 円から 5,210 円
- ・ 3 人目は所得に応じて加算額が月額 6,240 円から 3,130 円

R6. 3. 31 現在受給者数 338 人 支給額計 182,092,940 円

・ 支給時期

5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に前月分までを支給

(効果)

市広報紙やホームページで児童扶養手当の内容を周知するとともに、児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給に要する経費 (03020204)

65,276,454 円 (63,995,872 円) 決算書 P168

[総務部 総務課 所管 366,913 円 含む]

〈国・県：65,276,000 円 一財：454 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
給付事業事業費補助金 31,300,000 円
- ・ 国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業事業費補助金 33,250,000 円
- ・ 国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
給付事業事務費補助金 504,000 円
- ・ 国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業事務費補助金 222,000 円

(目的)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(内容)

- ・ 支給額 対象児童 1 人につき 5 万円
- ・ 支給実績

ひとり親世帯分 626 人×5 万円=31,300,000 円

- ①令和 5 年 3 月の児童扶養手当受給者 586 人
- ②公的年金等受給により令和 5 年 3 月の児童扶養手当が全部停止となる対象者 11 人
- ③令和 5 年 1 月以降の家計急変者 29 人

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 665 人×5 万円=33,250,000 円

- ①令和 4 年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯 630 人
- ②上記①のほか、対象児童の養育者で、令和 5 年度分の住民税均等割非課税者又は家計急変者 35 人

(効果)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活の安定を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○児童遊園地管理に要する経費 (03020301) 1,693,780 円 (1,875,500 円) 決算書 P168

〈一財：1,693,780 円〉

(目的)

各地区児童遊園地を安全・安心に使用できるように、遊具の点検を行うことにより、児童が安心して使用でき、健全育成が図られる。

(内容)

・遊具点検業務委託	児童遊園地 15 か所	575,300 円
・長谷一区児童遊園地遊具塗装工事		1,010,900 円
・砂場の砂		

(効果)

児童遊園地の遊具点検の実施及び遊具の改修により、児童が楽しく安全に遊ぶことができる環境づくりに寄与した。

○児童センター運営に要する経費（03020401） 9,210,496 円（8,243,068 円） 決算書 P170

〈一財：9,210,496 円〉

(目的)

幼児や児童あるいは親子が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

(内容)

- ・児童センターの管理業務及び清掃業務委託
- ・施設の管理と遊び場の提供

(効果)

安心して利用できる施設として、市内はもとより近隣市町からも保育園児や幼稚園児がバスを利用しながら遠足として児童センターを活用し、楽しく遊べる場を提供することができた。

○放課後児童対策に要する経費（03020501） 162,692,275 円（206,127,580 円） 決算書 P170

〔総務部 総務課 所管 514,800 円含む〕

〈国・県：68,533,000 円 その他：49,549,460 円 一財：44,609,815 円〉

*** 特定財源積算根拠**

・国補：放課後児童健全育成事業費補助金	33,505,000 円
・国補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金	704,000 円
・国補：保育対策総合支援事業費補助金	352,000 円
・県補：放課後児童健全育成事業費補助金	33,540,000 円
・県補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金	432,000 円
・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金	49,374,210 円
・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分	175,250 円

(目的)

労働等により昼間保護者が不在の小学校 1 年生から概ね 6 年生の児童に、放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童の放課後における安全の確保及び健全育成を図る。

(内容)

各小学校単位に放課後児童クラブを開設し、小学校 1 年生から概ね 6 年生の児童を保育する。

- ・市直営 6 ヶ所 支援員 36 名
- ・民間委託 6 ヶ所 支援員 32 名

児童クラブ入所人数（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

ク ラ ブ 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
あひるクラブ1・2・3 （岩井第一小）	25	22	29	11	1	1	89
ニコニコクラブ1・2・3・4 （岩井第二小）	40	39	22	12	3	0	116
元気クラブ（弓馬田小）	7	8	7	4	3	0	29
ちびっ子クラブ1・2 （神大実小）	11	16	12	8	7	2	56
放課後児童クラブ「あかつき」 （七郷小）	19	24	11	9	4	1	68
なかよしクラブ（七重小）	9	8	6	2	1	0	26
なつめっ子クラブ（飯島小）	6	5	1	5	4	0	21
放課後児童クラブ「ひまわり」 1・2（中川小）	19	16	13	14	15	3	80
放課後児童クラブ「青空」 1・2（長須小）	10	19	12	9	1	0	51
さしま保育園児童クラブ 1・2・3（生子菅小）	22	10	27	12	14	11	96
若草児童クラブ1・2・3 （逆井山小）	24	21	22	14	9	2	92
明德児童クラブ1・2・3 （沓掛小・内野山小）	23	29	17	20	1	2	92
計	215	217	179	120	63	22	816

放課後児童支援員等処遇改善事業補助金

1,298,000 円

少子高齢化の最前線で働く放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費の補助を行う。

保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金

352,000 円

送迎用バスへの児童置き去り防止のためのブザー設置等に必要な経費の補助を行う。

放課後児童クラブ岩井館園庭整備工事

4,895,000 円

庭全体に石が目立ち、また、土埃が立ちやすかったため、土の入れ替え等を行い環境改善を図る。

（効果）

保護者が安心して働けるよう、留守家庭児童の放課後における安全の確保及び健全育成が図られた。

（課題）

少子化ながら共働き家庭や母子父子家庭の増加により、入所希望者が増加しており、引き続き受け入れ体制の拡充を検討する必要がある。

○認定こども園ふたば運営に要する経費（03020602） 64,983,998 円（81,103,504 円）

決算書 P176

〈国・県：863,206 円 その他：17,499,500 円 一財：46,621,292 円〉

*特定財源積算根拠

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	119,600 円
・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	683,806 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	59,800 円
・使用料：認定こども園ふたば保育料	11,365,150 円

・負担金：延長保育保護者負担金	125,800 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	78,050 円
・諸収入：管外保育受託収入	430,200 円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	5,500,300 円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、認定こども園要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として 0 歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、保育教諭の意識改革に努めながら、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施する。

(R6.3.1 入園人数 163 人)

(効果)

感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費（03020604） 180,851 円（152,122 円）

決算書 P178

〈国・県：120,000 円 一財：60,851 円〉

***特定財源積算根拠**

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	60,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	60,000 円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ 402 人（延べ 175 組）

(効果)

引き続き感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、予約制のシステムを取り入れながら、受け入れを行うことができた。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費（03020605） 68,171,035 円（72,941,387 円）

決算書 P180

〈国・県：1,042,906 円 その他：18,918,790 円 一財：48,209,339 円〉

***特定財源積算根拠**

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	239,400 円
・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	683,806 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	119,700 円
・使用料：認定こども園ひまわり保育料	12,349,550 円
・使用料：認定こども園保育料過年度分	62,800 円
・負担金：延長保育保護者負担金	217,500 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	88,600 円
・諸収入：管外保育受託収入	618,340 円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	5,582,000 円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、認定こども園要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として 0 歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施した。

(R6.3.1 入園人数 168 人)

(効果)

感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○地域子育て支援センター（ひまわり）に要する経費（03020607） 158,498 円（187,801 円）

決算書 P184

〈国・県：104,000 円 一財：54,498 円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	52,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	52,000 円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ 270 人（延べ 130 組）

(効果)

引き続き感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、予約制のシステムを取り入れ人数を限定して受け入れを行うことができた。

○幼稚園管理運営に要する経費（10040102） 73,442,514 円（75,375,499 円） 決算書 P306

[教育委員会 学校教育課 所管 129,845 円含む]

〈国・県：47,326,949 円 その他：307,270 円 一財：25,808,295 円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	24,501,076 円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	38,800 円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	668,200 円
・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,084,388 円
・県負：施設型給付費負担金	12,250,508 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	19,400 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	334,100 円
・県補：施設型給付費補助金	8,430,477 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	23,200 円
・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金	3,570 円
・諸収入：幼稚園給食費保護者納付金	280,500 円

(目的)

家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法に規定する幼稚園教育の目標を達成するための教育活動の支援に努める。

(内容)

- ・幼稚園 定員 75 名
- ・教育内容の充実
- ・預かり保育事業
- ・支援を必要とする幼児の教育

幼稚園運営 延べ入所人数 1,419 人（公立除く）

1. 民間幼稚園物価高騰対応支援事業補助金 964,000 円
食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている民間保育事業者等に支援を行う。
2. 扶助費（幼稚園） 67,203,109 円
運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び幼稚園の円滑な運営を図る。

◎R6. 3. 1 幼稚園入園人数 140 人（公立 17 人 私立 123 人）

(効果)

引き続き感染症対策を行いながら、教育活動を実施することができた。

[保健福祉部 介護福祉課 所管]

○高齢福祉事務に要する経費（03010301） 65,151,573 円（141,307,412 円） 決算書 P150

[企画部 企画課 所管 14,202,000 円含む]

〈国・県：21,774,000 円 その他：1,028,000 円 一財：42,349,573 円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,833,000 円
- ・県補：老人クラブ活動等事業費補助金 941,000 円
(内訳) 老人クラブ事業費 750,000 円
市町村老人クラブ連合会活動促進助成 191,000 円
- ・諸収入：福祉バス利用料 1,028,000 円

(目的)

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進する。

(内容)

- ・福祉バス運行业務委託料 4,161,564 円
運行回数45回 利用者数1,028人
- ・高齢者歩行補助車購入補助金（補助対象者数20人） 117,200 円
- ・通話録音装置等購入補助金（補助対象者数5人） 20,000 円
- ・市シニアクラブ連合会補助金 840,460 円
- ・市単位シニアクラブ活動補助金(65クラブ) 2,463,736 円
- ・高年齢者労働能力活用事業費補助金(シルバー人材センター) 10,000,000 円
- ・介護サービス事業者物価高騰対応支援事業補助金 20,833,600 円
- ・ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業（対象者393人） 4,717,752 円
- ・ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業 3,500,000 円
介護慰労金（20,000円） 175人
- ・ひとり暮らし高齢者等公共交通利用料金助成事業 3,543,600 円
交付者445人 利用実績35,436枚

(効果)

地域社会の中で、高齢者が元気で生きがいをもって安定した生活が送れるように、各種福祉

サービスを実施することにより高齢福祉の充実を図ることができた。

○老人ホーム入所措置に要する経費（03010302） 20,040,101 円（20,457,387 円） 決算書 P152

〈その他：2,898,000 円 一財：17,142,101 円〉

＊特定財源積算根拠

・負担金：老人ホーム入所措置費扶養者負担金 2,898,000 円

（目的）

生活環境や経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

（内容）

・養護老人ホーム措置費（老人ホーム入所者 8 人、ショートステイ 0 人） 20,040,101 円

（効果）

経済的、環境的に困難な高齢者を養護老人ホームに措置することにより、当該高齢者の生活の安定と、高齢者福祉の向上が図れた。

○敬老事業に要する経費（03010303） 25,792,463 円（23,297,276 円） 決算書 P152

〔総務部 総務課 所管 62,403 円含む〕

〈一財：25,792,463 円〉

（目的）

長年にわたり地域・社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をたたえる記念品や祝金を支給することにより、長寿を祝福するとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

（内容）

・長寿祝報償金（100 歳到達者 25 名・101 歳以上長寿者 25 名） 367,880 円
・敬老会 9,264,583 円
（内訳）敬老報償費（記念品等） 7,622,693 円
旅費（記念品配布） 73,600 円
需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費） 1,351,470 円
委託料（式典及び演芸音響委託料） 132,000 円
その他（筆耕翻訳料等） 84,820 円
・敬老祝金 16,160,000 円

対象者	金額（円）	人数（人）	計（円）
77 歳	10,000	733	7,330,000
88 歳	30,000	241	7,230,000
99 歳	50,000	32	1,600,000
合計		1,006	16,160,000

（効果）

市民の敬老意識を高めることができた。

○介護予防生活支援に要する経費（03010304） 634,000 円（642,000 円） 決算書 P152

〈一財：634,000 円〉

（目的）

長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活ができるよう、ひとり暮らしの高齢者やねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることができる。また、要介護者をかかえる家族の経済的な負担や精神的な負担も軽減することができる。

(内容)

- ・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業（交付者 176人 利用実績 317枚） 634,000円

(効果)

ねたきり高齢者や認知症高齢者及び介護家族に対する各種サービスにより、当該家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。

○介護保険事業に要する経費（03010305） 639,328,698 円（652,279,582 円） 決算書 P154

〈国・県：35,995,725 円 一財：603,332,973 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 23,682,300 円
- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算金 314,850 円
- ・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 11,841,150 円
- ・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算金 157,425 円

(目的)

低所得者が介護保険のサービスを利用しやすいよう自己負担額の一部を助成する。また、介護保険事業を実施するために必要な経費を特別会計に繰出す。

(内容)

- ・介護サービス利用者負担助成事業費（該当者延 510 人） 822,698 円
- ・介護保険特別会計繰出金 637,661,000 円
- ・介護事業特別会計繰出金 845,000 円

(効果)

低所得者の負担軽減が図られた。また、安定して介護保険事業を実施できた。

○緊急通報システム設置に要する経費（03010306） 1,602,320 円（2,167,410 円） 決算書 P154

〈一財：1,602,320 円〉

(目的)

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して在宅で生活することができる。

(内容)

- ・緊急通報システム管理委託料（33台） 435,600円
- ・緊急通報事業費負担金（茨城西南地方広域市町村圏事務組合負担金） 250,000円
- ・緊急通報システム設置費（13台） 891,860円

(効果)

ひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を送ることができた。

○岩井福祉センター運営に要する経費（03010601） 24,169,000 円（23,051,000 円）

決算書 P158

〈一財：24,169,000 円〉

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 24,169,000 円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

○猿島福祉センター運営に要する経費（03010602） 31,726,000 円（39,688,000 円）

決算書 P158

〈一財：31,726,000 円〉

（目的）

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

（内容）

猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 31,726,000 円

（効果）

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

〔保健福祉部 健康づくり推進課 所管〕

○休日医療対策に要する経費（04010105） 22,288,000 円（23,176,000 円） 決算書 P190

〈一財：22,288,000 円〉

（目的）

第一次救急医療体制の在宅当番医制による救急患者の診療体制と第二次救急医療体制として、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。

（内容）

- ・在宅当番医制運営事業：祝祭日、年末年始等における市民の急病患者の医療を確保するため市内 13 医療機関の協力を得て実施した。（受診者数 878 人）
- ・病院群輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の 4 市 3 町が共同で西南広域内 8 病院の協力により第二次救急医療業務を実施した。
- ・小児医療輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の 4 市 3 町が共同で茨城西南医療センター病院・友愛記念病院・古河赤十字病院・古河総合病院の協力により実施した。（受診者数 424 人）

（効果）

救急患者及び重症救急患者の必要とする医療機関の安定化を図り、休日又は夜間における第二次救急医療体制を整えることにより安全・安心な市民生活を確保することができた。

○予防接種に要する経費（04010201） 97,944,244 円（109,070,932 円） 決算書 P190

〈国・県：1,792,000 円 一財：96,152,244 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：特定感染症検査等事業費補助金 1,792,000 円

（目的）

感染の恐れがある疾病の発生やまん延を防止するため、各医療機関の協力を得て予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る。

（内容）

【A類疾病】	ロタウイルス	接種件数	468 件
	ヒブ	接種件数	862 件
	小児用肺炎球菌	接種件数	859 件
	四種混合	接種件数	929 件
	二種混合	接種件数	289 件

	B C G	接種件数	202 件
	麻しん風しん混合	接種件数	540 件
	日本脳炎	接種件数	1,139 件
	子宮頸がん	接種件数	633 件
	水痘	接種件数	473 件
	B型肝炎	接種件数	621 件
【B類疾病】	高齢者インフルエンザ	接種件数	7,694 件
	高齢者肺炎球菌	接種件数	440 件
【成人男性】	抗体検査	受検件数	26 件
	麻しん風しん混合	接種件数	5 件
【任意接種】	小児インフルエンザ	接種件数	1,402 件
	おたふくかぜ	接種件数	130 件
	成人麻しん風しん混合	接種件数	8 件
	骨髄移植等の医療行為に係る接種	接種件数	0 件

（効果）

個別接種通知を送付し、接種率向上に努めたことにより、感染症発生予防につながった。

高齢者を対象にインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の助成を行ったことにより、インフルエンザのまん延、または肺炎による重症化を防ぐことができた。

○健康増進事業に要する経費（04010202） 64,205,457 円（64,652,326 円） 決算書 P192

〈国・県：3,757,101 円 その他：8,000 円 一財：60,440,356 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 695,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 2,935,000 円
- ・県補：がん予防・検診促進事業費補助金 68,000 円
- ・県委：肝炎治療費助成事業委託金 59,101 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金 16 人×500 円＝8,000 円

（目的）

成人を対象に各種健診（検診）、健康教育、健康相談、訪問指導を通し、市民の健康意識を高め、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援する。

（内容）

- ・胃がん検診 15 日 1,342 人
- ・大腸がん検診・結核検診・前立腺がん検診・肝炎検査・肺がん検診・喀痰検査・特定健診に準ずる健診 38 日 大腸 4,422 人、結核 5,141 人、肺がん 4,863 人、喀痰 30 人、前立腺 1,791 人、肝炎 343 人、特定健診に準ずる健診 297 人
- ・乳がん検診 集団検診
 - マンモグラフィ 25 日 1,037 人
 - 超音波 25 日 1,157 人
 - 医療機関検診 579 人
- ・子宮がん検診 集団検診 25 日 1,693 人
 - 医療機関検診 頸がん 608 人
 - 頸部＋体がん 12 人
- ・骨粗鬆症検診 2 日 468 人
- ・歯周疾患検診 医療機関検診 83 人
- ・健康相談（健診結果、病態別） 99 回 1,199 人

- ・健康教育（健康づくりパンフレット配布等） 70 回 7,505 人
- ・特定保健指導 324 人
- ・特定保健指導継続支援
 - 運動教室 運動指導士による講話と実践 8日 83人
 - 栄養教室 栄養士による講話 6日 35人
- ・がん検診推進事業
 - 特定の年齢に達した方に対して、無料クーポン券を送付し受診の促進を図った。
 - 子宮頸がん検診 17 人（再掲）
 - 乳がん検診 66 人（再掲）
- ・茨城県肝炎治療費助成事業の申請受付 25 人

（効果）

各健診（検診）を実施し、疾病の早期発見、早期治療につながった。また、健康教育、健康相談、訪問指導を実施することで、市民の健康管理、健康づくりへの意識が高まり、生活習慣病予防へつながった。

○母子保健事業に要する経費（04010203） 90,410,595 円（36,628,874 円） 決算書 P196

[保健福祉部 こども課 所管 48,000 円含む]

〈国・県：57,538,846 円 その他：719,710 円 一財：32,152,039 円〉

***特定財源積算根拠**

・国負：未熟児養育医療費負担金	623,522円
・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	509,000円
・国補：養育支援訪問事業費補助金	80,000円
・国補：産婦健康診査事業補助金	1,380,000円
・国補：妊娠・出産包括支援事業補助金	1,457,000円
・国補：多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業補助金	38,000円
・国補：母子保健対策強化事業補助金	143,000円
・国補：出産・子育て応援交付金	42,554,000円
・国補：医療施設運営費等補助金	499,000円
・県負：未熟児養育医療費負担金	708,324円
・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	389,000円
・県補：養育支援訪問事業費補助金	40,000円
・県補：保護者支援臨時特例事業補助金	108,000円
・県補：出産・子育て応援交付金	8,811,000円
・県補：地域少子化対策重点推進交付金	129,000円
・県補：フッ化物洗口推進事業費補助金	70,000円
・負担金：未熟児養育医療費負担金	536,110円
・諸収入：各種検診個人負担金	183,600円

（目的）

妊産婦・乳幼児を対象に各乳幼児健診・相談・教室・訪問・子育て世代包括支援センター事業等を実施し、子どもの健やかな心身の成長発達を促すとともに、養育者の育児不安の軽減、しいては虐待の予防を図る。

（内容）

- ・母子健康手帳交付 258 件
- ・委託医療機関での健康診査、検査の実施
 - 妊婦健康診査(14 回)：2,650 人 産婦健康診査 (2 回)：399 人 乳児健康診査 (2 回)：323 人
 - 新生児聴覚検査(1～2 回)：203 人

- ・乳幼児健診・育児相談等の個別対応実施（受診者/回数/受診率）
3 か月児健診：211 人/12 回/98.6% 1 歳 6 か月児健診：260 人/12 回/95.2% 2 歳児歯科
検診：268 人/12 回/91.8% 3 歳児健診：254 人/12 回/91.7% 乳幼児相談：128 人/12 回
- ・Happy バンビークラス（パパプラス 2 回含む）：54 人/14 回
- ・離乳食教室：48 組/12 回
- ・ペアレントトレーニング：39 人/4 回 1 コース×2 回
- ・心理士、理学療法士による発達相談・指導：59 人/19 回
- ・家庭訪問指導（妊産婦、新生児、乳幼児、心身障害児、養育支援）：426 人
- ・歯みがき教室：271 人/3 回
- ・思春期保健：思春期の講話 956 人/19 回
- ・赤ちゃんふれあい体験教室：3 人/1 回
- ・未熟児養育医療費の給付：実 10 人/延 28 件
- ・不妊治療費助成金の交付：特定不妊 実 0 人/延 0 件 男性不妊 実 0 人/延 0 件
- ・産前産後サポート事業 ひよこサロン：62 人/12 回 チェリーパイ：2 組/1 回
ミントティ：0 組/0 回 マタニティコール 78 件
もうすぐ 1 歳コール 69 件 伴走型支援 訪問 5 件 面接 87 件
- ・産後ケア：宿泊 実 13 人/延 52 回、日帰り利用 実 2 人/延 3 回、訪問 実 6 人/延 15 回
- ・出産・子育て応援給付金事業 出産応援給付金：582 人 子育て応援給付金：420 人
（令和 4 年度遡及分含む）

（効果）

妊産婦の健康管理、乳幼児の疾病の早期発見と発達に応じた子育て支援につながった。
産前・産後サポート事業により、同じような悩みを持つ妊産婦の不安の軽減が図れた。
乳児家庭全戸訪問により、養育環境に問題のある家庭を早期に把握することができ、支援につながった。
未熟児養育医療費の給付により、対象者の経済的負担の軽減が図れた。

○新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（04010204） 188,085,800 円（336,776,193 円）
決算書 P198

〔総務部 総務課 所管 2,852,471 円含む〕

〈国・県：184,663,222 円 一財：3,422,578 円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	51,489,306 円
・国負：新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金負担金	44,752,916 円
・国補：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	88,421,000 円

（目的）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、市内医療機関等との接種体制を確保し、国の方針やワクチンの供給量等に合わせ、接種を希望する市民の新型コロナワクチン接種を円滑に実施することにより、新型コロナウイルス感染症の重症化等を予防し、まん延防止を図る。

（内容）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種実施体制の確保・接種の実施
- ・新型コロナウイルスワクチン接種委託 接種回数合計 21,118 回
- ・市内個別接種実施医療機関への支援
- ・接種券等の作成・発送

（効果）

新型コロナウイルスワクチン接種について、市内医療機関等との接種体制の確保及び市民の

理解と協力の上で、接種希望者へ円滑に接種を実施したことにより、新型コロナウイルス感染症の重症化等を予防し、まん延防止を図った。

○岩井保健センター運営に要する経費（04010401） 171,096,822 円（10,862,758 円）

決算書 P204

〈地方債：141,000,000 円 その他：11,740,000 円 一財：18,356,822 円〉

＊特定財源積算根拠

・地方債：岩井保健センター改修事業債	141,000,000 円
・繰入金：公共施設整備基金繰入金	10,000,000 円
・諸収入：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	1,740,000 円

（目的）

岩井保健センターを改修することで、各種健診等で来所される方の利便性が向上するとともに、施設の長寿命化を図る。

（内容）

築 30 年以上を経過し、老朽化がみられる中、空調設備の改修、照明の LED 化やトイレの洋式化といった改修工事を行った。

岩井保健センター改修工事監理委託料	3,300,000 円
岩井保健センター改修工事費	166,177,000 円

（効果）

改修工事を行ったことで、バリアフリーも進み、来所される方の利便性が向上した。